

災害時における石油の供給不足に対処するための

規制の見直しに係る事前評価書

1. 政策の名称

災害時における石油の供給不足に対処するための規制の見直し

2. 担当部局

経済産業省資源エネルギー庁資源・燃料部石油精製備蓄課長 及川洋

電話番号：03-3501-1993 e-mail：sekiyuantei-r@meti.go.jp

3. 評価実施時期

平成24年2月

4. 規制の目的、内容及び必要性等

(1) 規制の目的

今般の東日本大震災では、製油所、油槽所等の石油の貯蔵施設及び道路、鉄道、港湾やタンクローリー等の物流施設が広範囲にわたって被災したが、現行の法制度の枠組みにおいては、こうした事態に対応し、被災地等における石油の供給を迅速に確保することが非常に困難であった。

今般の教訓を踏まえ、災害の発生により石油の供給不足が発生する事態においても、被災地等における石油の供給を迅速に確保することが可能となるよう、石油の備蓄の確保等に関する法律（以下「備蓄法」という。）及び石油需給適正化法（以下「需適法」という。）について所要の規制の見直しを実施する。

(2) 規制の内容及び必要性

今般、以下のとおり、必要性を精査した上で、備蓄法及び需適法の規定による規制の見直しを行うことを予定している。

①緊急時における措置の発動要件の見直し

現行の備蓄法は、海外から我が国への石油の供給支障が発生した場合において、基準備蓄量の引下げ（現行備蓄法第7条第3項）や石油の適切な供給に係る勧告（現行備蓄法第32条第1項）等の対応を実施する制度枠組みとなっているため、今般の東日本大震災のように、災害の発生により、国内の特定の地域において石油の供給が不足する事態に対応できるものではなかった。そのため、災害時の国内の特定の地域における石油の供給不足時にも、石油の安定的な供給の確保を図るための措置を講ずることができるよう、目的規定（現行備蓄法第1条）を含め、同法に規定される諸措置の発動要件を見直す必要がある。

具体的には、海外から我が国への石油の供給が不足する事態に加えて、「我が国における災害の発生により国内の特定の地域への石油の供給が不足する事態」についても、備蓄法の射程に加える予定である。

また、現行の需適法は、海外から我が国への石油の大幅な供給不足が生ずる場合において、石油の使用の制限（需適法第7条）、石油の割当て・配給（需適法第12条）等の対応を実施する制度枠組みとなっている。そのため、需適法においても備蓄法と同旨の改正を行い、海外から我が国への石油の大幅な供給不足が生ずる場合に加えて、「我が国における災害の発生により国内の石油の供給不足が生ずる場合」についても、需適法の射程に加える予定である。

②災害時石油供給連携計画の共同作成の義務付け等

今般の東日本大震災においては、製油所、油槽所等の石油の貯蔵施設及び道路、鉄道、港湾やタンクローリー等の物流施設が広範囲にわたって被災し、各石油会社の個社での商取引の継続が不可能となる事態が発生した。他方、事前にこうした事態を想定し、各社共同での石油の供給体制を構築していなかったため、震災直後は個社ごとの対応を行っていたが、上述のような被災状況の下では、石油の供給を迅速に確保する上で、大きな支障が生じたことが反省点であった。

こうした反省を踏まえ、災害時に石油の供給を確保する上で極めて重要な役割を果たすことが期待される石油会社については、災害時に備えた地域ごとの計画（以下「災害時石油供給連携計画」という。）を平時より共同で作成することを義務付け、災害の発生により石油の供給不足が生じた場合には、当該計画に基づき、各社共同して石油の供給を確保するための体制を迅速に構築することを経済産業大臣が勧告できることとし、自律的に供給行動を実施させることができるような環境を整備することが必要である。

具体的には、石油精製業者等（石油精製業者、特定石油販売業者又は石油輸入業者のうち、経済産業省令で定めるもの）のうち、経済産業省令で定める地域ごとに経済産業大臣が指定するもの（以下「特定石油精製業者等」という。）に対し、災害時において石油の安定的な供給を確保するため特定石油精製業者等相互間の連携に関する計画（以下「災害時石油供給連携計画」という。）を共同で作成し、これを経済産業大臣に届け出ることを義務付ける。

また、①当該届出を行わない場合における経済産業大臣による勧告に係る規定（改正後備蓄法第13条第6項）②災害時石油供給連携計画が災害時において石油の安定的な供給を確保するために必要かつ適切なものであると認められない場合等における、経済産業大臣による、当該計画を変更すべきことの勧告に係る規定（改正後備蓄法第13条第7項）、③実際に災害が発生し、被災地等における石油の供給不足が発生した場合における経済産業大臣の当該計画の実施の勧告に係る規定（改正後備蓄法第33条第1項）、④これらの勧告の不履行の際における経済産業大臣による公表規定、を併せて措置する予定である（改正後備蓄法第13条第9項及び第33条第2項）。

併せて、作成した災害時石油供給連携計画について、毎年検討を加え、必要があると認めるときはこれを変更することを義務付ける予定である（改正後備蓄法第13条第8項）。

また、石油ガスについても、石油ガス輸入業者及び石油販売業者（石油ガスの販売を行う事業を行う者に限る。）のうち、経済産業省令で定める地域ごとに経済産業大臣が指定するもの（「特定石油ガス輸入業者等」という。）に対し、災害時石油ガス供給連携計画の共同作成及び届出の義務付け、並びにその他の同様の規定を設ける予定である。

③石油販売業者に係る措置の追加

今般の東日本大震災においては、緊急車両の需要の増加等が発生する一方、ガソリンスタンド（以下「SS」という。）の被災等により、被災地等における石油製品の供給が円滑に行われなかった。こうした教訓を踏まえ、一定規模以上のタンクを有するなど、災害時においても石油製品の供給を円滑に行っていくことが期待されるSSを、経済産業大臣が平時から把握し、災害時に必要に応じて報告徴収や所要の措置の実施に係る勧告等を行いうる環境を整備することが必要である。

現行備蓄法第24条では石油販売業を行おうとする者の届出事項として、①商号、名称又は氏名及び住所、②法人である場合においては、その代表者の氏名、③主たる事務所の所在地及び営業所の所在地、④特定石油販売業者にあつては、石油の種類ごとの貯蔵能力及び所在地、⑤その他経済産業省令で定める事項、を課している。

本改正では、上記の届出事項に加えて、具体的には、改正後備蓄法第27条の規定により、経済産業省令で定める要件に該当する営業所を有する石油販売業者に対して、当該営業所に係る給油設備の規模を届け出ることを義務付けることを予定している。

また、現行備蓄法第32条第1項では、緊急時に、経済産業大臣は石油業者に対し指定石油製品の販売予定量等を報告させることができるとされているところ、石油販売業者は、1営業所につき従業員2～3人程度の小規模経営となっている者も多く、このような小規模な石油販売業者に対し、報告を求めたとしても、その実効性が乏しいことも想定される。このため、経済産業大臣が上記の情報を適切に把握し得る環境を整備することが必要である。

本改正では、具体的には、石油販売業者が組織する団体であつて経済産業大臣が指定するものに対しても、緊急時には、経済産業大臣が報告を求めることができる環境を整備することを予定している（改正後備蓄法第32条第1項）。

(3) 法令の名称・関連条項とその内容

[名称] 石油の備蓄の確保等に関する法律
石油需給適正化法

[関連条項（改正箇所のみ）]

①緊急時における措置の発動要件の見直し

- ・ 現行備蓄法第1条（改正後備蓄法第1条）（目的）
- ・ 現行備蓄法第7条第3項（改正後備蓄法第7条第3項）（基準備蓄量の引下げ）
- ・ 現行備蓄法第32条第1項（改正後備蓄法第32条第1項）（勧告等）
- ・ 需適法第1条（目的）
- ・ 需適法第4条第1項（対策実施の告示等）

②災害時石油供給連携計画の共同作成の義務付け等

- ・ 改正後備蓄法第13条（災害時石油供給連携計画の届出等）
- ・ 改正後備蓄法第14条（災害時石油ガス供給連携計画の届出等）
- ・ 改正後備蓄法第33条（特定石油精製業者等及び特定石油ガス輸入業者等に対する勧告等）

③石油販売業者に係る措置の追加

- ・ 現行備蓄法第24条（改正後備蓄法第27条第1項）（石油販売業の届出）
- ・ 現行備蓄法第32条第1項（改正後備蓄法第32条第1項）（勧告等）

5. 想定される代替案

(1) 緊急時における措置の発動要件の見直し

【備蓄法について】

本改正は海外からの石油の供給支障にのみ対応していた現行備蓄法の枠組みを、災害時の石油の供給不足にも対応するものとして射程の拡大を図るものであり、目的規定（現行備蓄法第1条）の改正を端として、個別の措置（基準備蓄量の引下げ（現行備蓄法第7条第3項）、石油業者への勧告等（現行備蓄法第32条第1項））についても災害時に対応したものに改正するものである。

我が国の備蓄政策は備蓄法を根拠に実施しているものである。すなわち、経済産業大臣の判断による民間の備蓄石油の放出要件は現行備蓄法第7条第3項で縛られており、これは現状では災害に対応したものではなく、また、国家備蓄石油についても、現行備蓄法第2条第10項において「我が国への石油の供給が不足する事態に備えて備蓄を行うもの」として定義され、その放出（譲り渡し）についても、現行備蓄法第31条の3において「我が国への石油の供給が不足する事態が生じ、又は生ずるおそれがある場合」に行うものとして規定されている。したがって、民間備蓄であるか国家備蓄であるかの別を問わず、我が国の備蓄石油は、現行法の下では、基本的に災害発生時に経済産業大臣の判断によりこれを放出できるものとはなっていない。備蓄石油の放出を発動要件としている現行備蓄法第32条第1項（勧告等）についても同様である。

以上より、我が国の備蓄政策そのものの射程を拡大することとなる本改正（目的規定を含む緊急時における措置の発動要件の見直し）なくしては、備蓄石油の

積み増し等の予算措置についても代替案たりえないこととなる。現行の備蓄政策の射程を変更することなく実施可能な代替案は、現行備蓄法第7条第1項の規定（「災害その他やむを得ない事由により、基準備蓄量に相当する数量の石油を前条第一項の経済産業省令で定めるところにより保有することが困難となつた石油精製業者等の申出があつたとき」に、経済産業大臣が基準備蓄量の引下げを実施することができるとする規定）に基づく、今般の東日本大震災のような災害時における基準備蓄量の引下げの運用方法を整備することが考えられるが、当該案は経済産業大臣の判断ではなく、個々の石油会社の判断に依拠する施策であり、また、当該引下げにより放出することが可能となつた石油を適切に供給するための勧告（現行備蓄法第32条第1項）や国家備蓄石油の放出（現行備蓄法第31条の3）は引き続き不可能であるという点で、実効的ではない。

【需適法について】

本改正は海外からの石油の供給支障にのみ対応していた現行需適法の枠組みを、災害時の石油の大幅な供給不足にも対応するものとして射程の拡大を図るものである。この点において、本改正なくしては、そもそも災害時において需適法に規定する強力な需給適正化措置を実施することはできないため、代替案は存在しない（なお、需適法の観念する事態は、海外からの供給支障や災害の発生（今般の改正によって措置）により、我が国に存在する供給可能な石油量を増やすことができず、絶対的に不足する石油をどのように消費者に振り分けるかについて観念したものであるため、そもそも当該事態においては備蓄石油が十分に残存しているという状況もあり得ないものである。）。

（2）災害時石油供給連携計画の共同作成の義務付け等

災害時石油供給連携計画は、上述のとおり、災害時に備蓄に係る石油の適切な供給を実施するための体制を迅速に構築すべく、平時より災害時に備えた計画を平時より作成させるものである。代替案としては、当該計画に係る体制構築を平時から準備するのではなく、災害発生直後における石油の適切な供給に係る勧告（改正後備蓄法第32条第1項）の運用方法を整備することが考えられるが、一刻を争う災害対応の中での初動確保という観点からは甚だ不十分である（また、当該代替案についても、その前提条件として、（1）緊急時における措置の発動要件の見直しが措置されていることが必要。）。

（3）石油販売業者に係る措置の追加

改正案における石油販売業者への届出事項の追加（改正後備蓄法第27条）、及び緊急時における石油販売業者が組織する団体であつて経済産業大臣が指定するものからの報告徴収（改正後備蓄法第32条第1項）については、災害時等の緊急時における状況把握及び所要の措置の実施に係る勧告の円滑化に資すべく実施する措置である。当該措置の代替案としては、改正後備蓄法第32条第1項

の規定により、災害等の緊急事態の発生後に、被災地等における膨大な数の石油販売業者から、給油設備の規模等の報告を含め、逐一必要な報告徴収を行う案が考えられるが、一刻を争う災害対応の初動確保の観点からは実効性が乏しい（また、当該代替案についても、その前提条件として、（１）緊急時における措置の発動要件の見直しが措置されていることが必要。）。

6. 規制の費用

今般の改正案、及び、代替案の各規制に係る費用を検証する。

（１）緊急時における措置の発動要件の見直しに関する規制費用の検証

【備蓄法について】

		改正案 (緊急時における措置の発動要件の見直し)	代替案 (現行備蓄法第7条第1項に基づく基準備蓄量の引下げに係る運用方法の整備)
費用	遵守費用	(改正後備蓄法第32条関係) ・ 報告徴収に係る必要な情報の収集及び報告 ・ 勧告に基づく措置の実施	(現行備蓄法第7条第1項関係) ・ 基準備蓄量に相当する数量の石油を保有することが困難となった旨の申出
	行政費用	(改正後備蓄法第32条関係) ・ 勧告内容に関する検討、実施	(現行備蓄法第7条第1項関係) ・ 石油精製業者等からの申出の審査
	その他社会的費用	・ 事業者が負担する遵守費用については製品価格に転嫁される可能性がある。	・ 事業者が負担する遵守費用については製品価格に転嫁される可能性がある。

【需適法について】

	改正案 (緊急時における措置の発動要件の見直し)	代替案 (※1)

費用	遵守費用	<p>(需適法第4条関係)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 需適法の規定に基づく以下の措置の実施 <p>(石油生産計画等の作成及び当該計画に沿った石油の生産等(需適法第6条)、石油の使用の制限等(需適法第7条、第8条、第9条)、石油の保有等(需適法第10条)、大臣の指導に基づく石油の供給のあつせん(需適法第11条)、石油の割当て・配給等(需適法第12条)、帳簿の記載及び保存(需適法第15条)、報告徴収に係る必要な情報の収集及び報告(需適法第16条))</p>	—
	行政費用	<p>(需適法第4条関係)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 需適法の規定に基づく措置の実施の告示 ・ 需適法の規定に基づく以下の措置の実施 <p>(石油生産計画等の変更指示の内容に関する検討及び実施(需適法第6条)、揮発油の使用の節減に係る指示(需適法第9条)、石油の保有の指示等(需適法第10条)、石油の供給のあつせんの指導等(需適法第11条)、石油の割当て・配給等に関し必要な事項の決定(需適法第12条)、報告徴収及び立入検査の実施(需適法第16条))</p>	—
	その他社会的費用	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業者が負担する遵守費用については製品価格に転嫁される可能性がある。 	—

※1 上述のとおり代替案は存在しない。

(2) 災害時石油供給連携計画(※2)の共同作成の義務付け等に関する規制費用の検証

		改正案 (災害時石油供給連携計画の 共同作成の義務付け等)	代替案 (災害発生後の勧告に係る 運用方法の整備)
費用	遵守費用	<p>(特定石油精製業者等の費用)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 災害時石油供給連携計画の作成、届出 ・ 毎年の災害時石油供給連携計画の検討及び必要があると認めるとき当該計画の変更 ・ 災害時における災害時石油供給連携計 	<p>(石油業者の費用)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 勧告に基づく措置の実施

	画の実施	
行政費用	(特定石油精製業者等との関係) ・届出がされた災害時石油供給連携計画の審査 ・災害時石油供給連携計画の変更勧告の内容に関する検討及び実施 ・災害時石油供給連携計画を実施すべきことの特定石油精製業者等への勧告	(石油業者との関係) ・勧告内容に関する検討、実施
その他社会的費用	・事業者が負担する遵守費用については製品価格に転嫁される可能性がある。	・事業者が負担する遵守費用については製品価格に転嫁される可能性がある。

※2 災害時石油ガス供給連携計画についても同様。

(3) 石油販売業者に係る措置の追加に関する規制費用の検証

	改正案 (平時における石油販売業の届出、石油販売業者が組織する団体であって経済産業大臣が指定するものからの緊急時における報告)	代替案 (災害時における石油販売業者からの報告)
費用	遵守費用 (石油販売業者の費用) ・平時における自社のSSの規模等の調査 ・平時における届出書類の作成、届出(石油販売業者が組織する団体) ・緊急時(災害時を含む)における報告書類の作成	(石油販売業者の費用) ・災害時における報告書類の作成
	行政費用 (石油販売業者との関係) ・平時における申請書類の受理(石油販売業者が組織する団体との関係) ・緊急時(災害時を含む)における報告徴収の実施	(石油販売業者との関係) ・災害時における膨大な数の石油販売業者に対する個別の報告徴収の実施

その 他 社 会 的 費 用	—	—
----------------------------------	---	---

(1)、(2)、(3)の代替案では、事業者は、今般の東日本大震災で実際に行ったように、災害時には膨大な量の供給要請に対応しながら行政からの勧告に対応すること等が必要であり、行政においても同様に膨大な量の供給要請に対応しながら勧告等を実施する必要があるため、事業者側・行政側とも災害時における負担が(1)、(2)、(3)の改正案に比べて増加する。

7. 規制の便益

今般の改正案、及び、代替案の各規制に係る便益を検証する。

(1) 緊急時における措置の発動要件の見直しに関する規制便益の検証

	改正案 (緊急時における措置の 発動要件の見直し)	代替案 (現行備蓄法第7条第1項に基づく基準備蓄量の引 下げに係る運用方法の整備)
便益 全体	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害時において、基準備蓄量の引下げ（現行備蓄法第7条第3項）や国家備蓄石油の放出（現行備蓄法第31条の3）により十分な量の石油を放出した上で、石油の適切な供給に係る勧告（現行備蓄法第32条第1項）を行うことにより、緊急車両の燃料の供給や病院等における自家発電の燃料の供給、避難所における暖房の燃料の供給等を確保し、二次災害の防止や被災者の安全確保等の国民生活の安定に資する。 ・ 以上より、社会全体の便益で考えると高くなる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害時において、個々の石油会社の申し出に基づき基準備蓄量の引下げ（現行備蓄法第7条第1項）を行うことにより、当該石油会社の備蓄石油を放出する環境が整う。当該石油会社が自律的な供給行動を実施した場合、相当程度、緊急車両の燃料や病院等における自家発電の燃料、避難所における暖房の燃料の供給がなされる可能性があり、二次災害の防止や被災者の安全確保等の国民生活の安定に資する可能性がある。ただし、石油の適切な供給に係る勧告（現行備蓄法第32条第1項）を行うことができないため、現行備蓄法第7条第1項に基づく基準備蓄量の引下げにより放出された石油が適切に供給されない可能性がある。 ・ また、国家備蓄石油の放出（現行備蓄法第31条の3）は引き続き不可能であり、現行備蓄法第7条第1項に基づく基準備蓄量の引下げだけでは、十分な量の石油を供給できない可能性がある。

	<ul style="list-style-type: none"> ・以上より、一定程度の便益は、見込まれるものの、石油の供給が滞るなど社会全体の便益で考えると改正案と比べると低くなる。
--	---

(2) 災害時石油供給連携計画の共同作成の義務付け等に関する規制便益の検証

	改正案 (災害時石油供給連携計画の共同作成の義務付け等)	代替案 (災害発生後の勧告に係る運用方法の整備)
便益全体	<ul style="list-style-type: none"> ・平時から災害時の計画を作成することによって、災害時に迅速に石油の供給体制を構築することが可能になる。当該体制を通じて、緊急車両の燃料の供給や病院等における自家発電の燃料の供給、避難所における暖房の燃料の供給等を確保し、二次災害の防止や被災者の安全確保等の国民生活の安定に資する。こうしたことから、社会全体の便益で考えると高くなる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・災害発生後に、必要な情報（事業者の保持する石油の量等）を収集した上で、体制構築のための勧告を行うことにより、緊急車両の燃料や病院等における自家発電の燃料、避難所における暖房の燃料の供給がなされる可能性があり、二次災害の防止や被災者の安全確保等の国民生活の安定に資する可能性がある。ただし、災害発生から必要な勧告を行うまで、さらには当該勧告に基づく体制の構築まで相当程度の時間が必要となるため、石油の供給が迅速になされない可能性が極めて高い。以上より、一定程度の便益は、見込まれるものの、社会全体の便益で考えると改正案と比べると低くなる。

(3) 石油販売業者に係る措置の追加に関する規制便益の検証

	改正案 (平時における石油販売業の届出、石油販売業者が組織する団体であって経済産業大臣が指定するものからの緊急時における報告)	代替案 (災害時における石油販売業者からの報告)
便益全体	<ul style="list-style-type: none"> ・平時において届出によりSSの基本的な情報をあらかじめ把握した上で、災害時において石油販売業者が組織する団体からSSの被災状況等について効率的に情報を把握できるため、災害発生後、迅速に勧告を行うことが可能である。当該勧告を通じて、緊急車両の燃料の供給や病院等における自家発電 	<ul style="list-style-type: none"> ・災害発生後に、個々の石油販売業者から必要な情報（SSの規模や被災状況等）を収集した上で、勧告を行うことにより、緊急車両の燃料や病院等における自家発電の燃料、避難所における暖房の燃料の供給がなされる可能性があり、二次災害の防止や被災者の安全確保等の国民生活の安定に資する可能性がある。ただし、災害発生から必

の燃料の供給、避難所における暖房の燃料の供給等を確保し、二次災害の防止や被災者の安全確保等の国民生活の安定に資する。こうしたことから、社会全体の便益で考えると高くなる。

要な勧告を行うまで相当程度の時間が必要となるため、石油の供給が迅速になされない可能性が極めて高い。以上より、一定程度の便益は、見込まれるものの、社会全体の便益で考えると改正案と比べると低くなる。

また、備蓄法の目的は「石油の安定的な供給を確保し、もつて国民生活の安定と国民経済の円滑な運営に資すること」（現行備蓄法第1条（改正後備蓄法第1条））である。このため、法目的を達成するという観点から改正案と代替案の便益を比較し、災害時における迅速な供給の体制の確保等が可能となる改正案の方が適切である。

8. 政策評価の結果

<1>改正案と代替案の比較

以上の規制による費用・便益で分析したとき、改正案を導入したケースと代替案を導入するケースを比較衡量する。

費用の面では、災害時における負担の観点から改正案の方が代替案に比べ適切であると考えられる。

また、便益の面でも、備蓄法の法目的の適合性の観点から、迅速性が重要視される災害時において、より早く石油の供給体制の整備を行うことのできる改正案の方を選択すべきだと考える。

(1) の代替案では、災害時において国家備蓄石油の放出（現行備蓄法第31条の3）を行わず、現行備蓄法第7条第1項に基づく基準備蓄量の引下げだけでは、十分な量の石油を供給できない可能性がある上、石油の適切な供給に係る勧告（現行備蓄法第32条第1項）を行うことができないため、現行備蓄法第7条第1項に基づく基準備蓄量の引下げにより放出された石油が適切に供給されない可能性がある。(2) の代替案では、一刻を争う災害対応の中で災害発生後に報告徴収及び勧告を行うことでは初動が確保されず、石油の供給要請に十分に応えられない蓋然性がある。また、(3) の代替案では、今般の東日本大震災で実際に起こったように災害時ではそもそもライフラインが麻痺しており、実効性を担保することができない。そのため、(1)、(2)、(3) の代替案ともに、改正の本旨を満たすものとなっていない。すなわち、改正案のように、備蓄放出等の発動要件を見直した上で、災害発生前から所要の準備を行うことが非常に重要である。このため、政策的な実効性の観点からも、改正案の方が代替案に比べ適切であると考えられる。

以上より、費用面・便益面の双方から改正案と代替案を比較して、改正案の方が適切である。

＜2＞改正案の費用と便益の比較

今般の東日本大震災の経験から、災害時における石油の供給不足が発生する事態において、石油の供給に関する体制を迅速に確保する必要があることが明らかとなった。

(1)・(2)・(3)における改正案は、災害時における石油の供給に関する体制を迅速に確保するための改正であり、また災害に備え平時からその体制を整えるため、事業者等に規制を課すものである。

平時において災害時に備えることは「6. 規制の費用」において検証したように、事業者側・行政側においてコストがかかるものの、災害時に石油の供給に関する体制を迅速に確保することによって、二次災害を防ぐということを勘案すれば、社会全体で考えると、便益の方が費用よりも高くなる。

そのため、本改正を行うことは便益と費用とを比較して適切である。

9. 有識者の見解その他の関連事項

資源・燃料政策に関する有識者との意見交換会及びパブリックコメントを経て、平成23年12月20日に、「資源・燃料の安定供給確保のための先行実施対策」が公表されている。当該文書において、災害の発生による石油の供給不足への対応については、「被災地が孤立するような災害時における事態への対応を見越した（中略）災害時の初動の迅速化（中略）の必要性が明らかになった」とされ、本改正内容によって措置する対応についても、必要であるとされている。

10. レビューを行う時期又は条件

改正法の施行後5年を経過した場合において、新備蓄法の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、新備蓄法の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

なお、改正後備蓄法第13条第8項において「特定石油精製業者等は、毎年災害時石油供給連携計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更しなければならない」としている（災害時石油ガス供給連携計画についても同様）。